

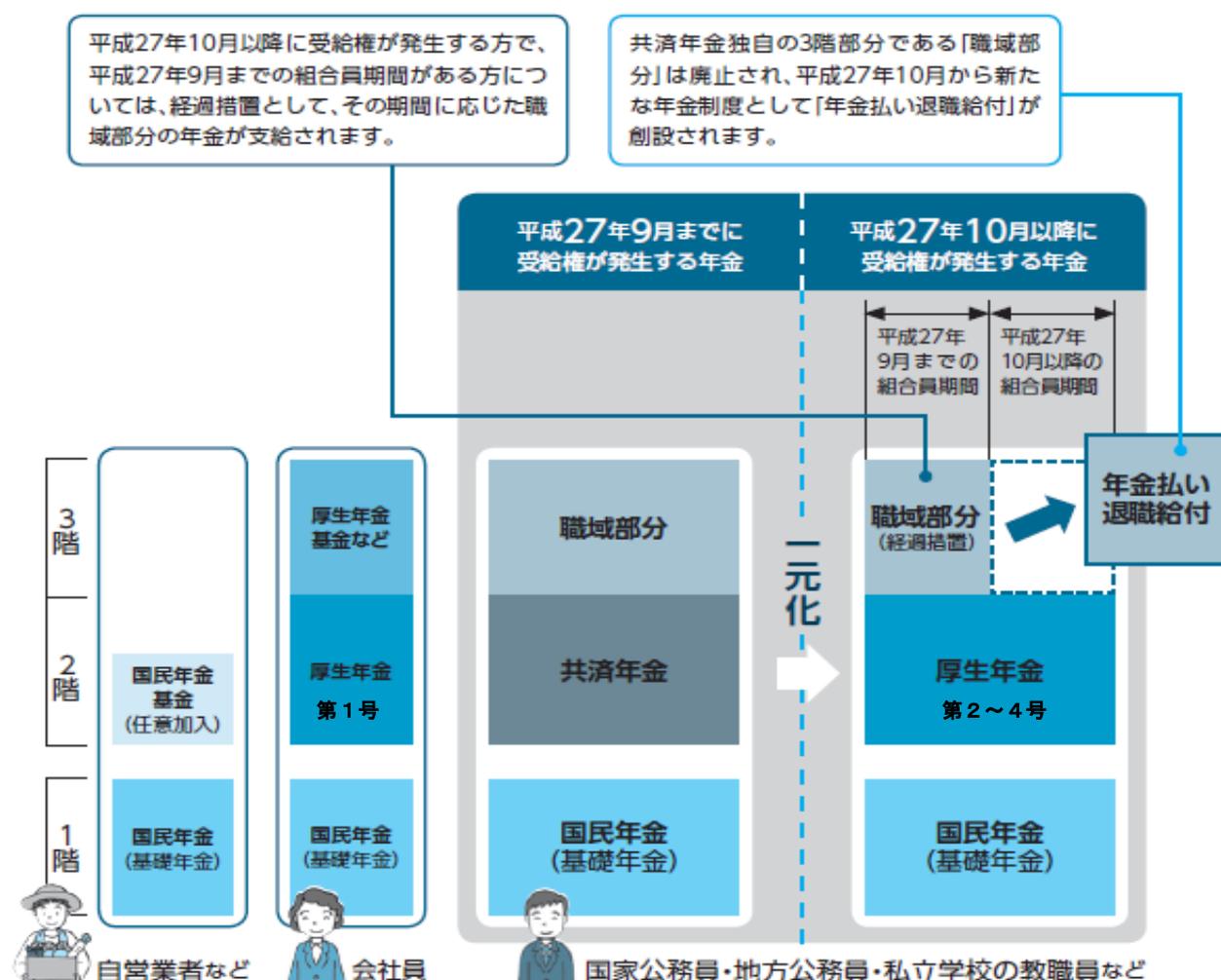
年金制度について

1 年金制度について知っておきたいこと

(1) 公的年金制度とは

公的年金には、国民年金と被用者年金（厚生年金及び旧共済年金）があります。また、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者は国民年金に加入することになっています。

公立学校共済組合の組合員は「第 3 号厚生年金被保険者」に含まれます。年金は「3 階建て」に例えられ、国民年金（1 階）、厚生年金（2 階）、職域部分+年金払い退職給付（3 階）に分かれています。



※被用者年金一元化後は、第 1 号厚生年金被保険者（会社員）、第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）、第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員等）、第 4 号厚生年金被保険者（私立学校の教職員）と区分されます。

(2) 被用者年金の一元化によって変わったこと

平成 27 年 10 月から、公務員等が加入している共済年金が、民間企業に勤務する人が加入している厚生年金に統一されました。一元化後も、納めた保険料に応じて年金を受け取るという基本的なしくみは同じです。

また、共済年金の職域部分は廃止されますが、平成 27 年 9 月までの組合員期間については経過措置として職域部分の年金が支給され、さらに平成 27 年 10 月以降の組合員期間については「年金払い退職給付*」が新設されました。（*有期年金と終身年金に 2 等分され、有期年金については、一時金、支給期間 10 年、又は支給期間 20 年を選択する。）

(3) 支給開始年齢について

特別支給の老齢厚生年金^(注1)は、次表のとおり生年月日に応じて支給開始年齢を 1 歳ずつ引き上げ、最終的には、昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方からは、65 歳から年金が支給されることとなります^(注2)。

年金を受け取るためには、請求の手续が必要となります。支給開始年齢に到達しても、請求手続をしないと、年金は受給できません。

生年月日	支給開始年齢	60歳	65歳
昭和24年4月2日～ 昭和25年10月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和25年10月2日～ 昭和28年4月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日	61歳	退職共済年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日	61歳	老齢厚生年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳	老齢厚生年金(特別支給) △62歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳	老齢厚生年金(特別支給) △63歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳	老齢厚生年金(特別支給) △64歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～	65歳		老齢厚生年金 老齢基礎年金

(注1) 老齢厚生年金は、本来 65 歳から支給されますが（本来支給）、経過措置で当分の間、65 歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています。

(注2) 女性の方で、臨時的任用職員や民間企業での勤務経験等（1号厚年期間）がある場合、その期間分の老齢厚生年金の支給開始年齢は生年月日に応じて次のとおりになります。

昭 29. 4. 2～昭 33. 4. 1→60 歳、昭 33. 4. 2～昭 35. 4. 1→61 歳、昭 35. 4. 2～昭 37. 4. 1→62 歳、昭 37. 4. 2～昭 39. 4. 1→63 歳、昭 39. 4. 2～昭 41. 4. 1→64 歳、昭 41. 4. 2以降→65 歳

2 4月に行う大切な手続きについて

平成 31 年 4 月 1 日時点の勤務状況等により、必要な手続きが異なります。次の I～III で、御自身が該当する項目を確認してください。

手続きはこちらで

- A** 平成 31 年 3 月 31 日時点の所属所を通じて手続きを行ってください。
- B** 平成 31 年 4 月 1 日時点の所属所を通じて手続きを行ってください。
- C**  お住まいの市区町村の窓口で忘れずに手続きを行ってください。

I 神奈川県内の公立学校又は県教育委員会等に勤務する方

H31. 4. 1 の勤務状況 手続内容	再任用	臨時的任用職員	再任用	再任用	参照 ページ
	フルタイム	フルタイム	短時間★ 週 29 時間	短時間★ 週 19 時間 15 分	
(1) 平成 31 年 4 月に 共済組合へ提出する書類	なし	退職届書 A	退職届書 A	退職届書 A	P 4 (1)
(2) 平成 31 年 4 月 1 日から 加入する年金制度	厚生年金 (第 3 号)	厚生年金 (第 1 号)	厚生年金 (第 1 号)	なし	P 5 (2)
(3) 60 歳未満の被扶養配偶者が 加入する国民年金	国民年金 (第 3 号) B	国民年金 (第 3 号) B	国民年金 (第 3 号) B	国民年金 (第 1 号) C	P 5 (3)

★ 再任用短時間職員の勤務時間数は、神奈川県教育委員会のものであります。市町村教育委員会については各自で確認してください。

II 公務員共済組合の組合員になる方（公立学校共済組合神奈川支部を除く）

非常勤職員等共済組合員に該当しない場合は、IIIを御覧ください。

H31.4.1の勤務状況 手続内容	公立学校共済組合（神奈川支部を除く）、地方職員共済組合 市町村職員共済組合、横浜市職員共済組合 川崎市職員共済組合、国家公務員共済組合等の組合員
(1)平成31年4月に 共済組合へ提出する書類	3月上旬に送付する所属所長あて通知を確認してください。 （次の（1）で説明する「退職届書」の提出は不要です。 転出の取扱いとなります。）
(2)平成31年4月1日から 加入する年金制度	厚生年金（第3号）（国家公務員は第2号） （手続については、勤務先に確認してください。）
(3)60歳未満の被扶養配偶者が 加入する年金制度	国民年金（第3号） （手続については、勤務先に確認してください。）

III I・IIに該当しない方（民間企業等に勤務）又は無職の方

H31.4.1の勤務状況 手続内容	I・IIに該当しない方		無職の方	参照 ページ
	年金制度あり	年金制度なし		
(1)平成31年4月に 共済組合へ提出する書類	退職届書 A	退職届書 A	退職届書 A	P 4 (1)
(2)平成31年4月1日から 加入する年金制度	勤務先に確認	60歳未満のみ 国民年金◆ C	60歳未満のみ 国民年金◆ C	P 5 (2)
(3)60歳未満の被扶養配偶者が 加入する国民年金	国民年金(第3号) 手続は勤務先に確認	国民年金(第1号) C	国民年金(第1号) C	P 5 (3)

◆ 配偶者が共済組合又は健康保険組合等に参加している場合、被扶養配偶者に認定され国民年金第3号被保険者に該当する場合があります。詳細については配偶者の勤務先に確認してください。

(1) 平成31年4月に共済組合へ提出する書類について 手続が必要

Iに該当する方（再任用フルタイム職員を除く）及びIIIに該当する方は、「退職届書」を提出してください。（Iの再任用フルタイム職員及びIIに該当する方は、「退職届書」の提出は不要です。）

「退職届書」は、将来の年金受給に必要な大切な書類です。該当する方の「退職届書」は、3月下旬までに所属所あてに送付しますので、3月31日時点の所属所で公印を受けて提出してください。その後、年金の請求手続が始まるまでに年金待機者登録通知書を自宅あてに送付します。

（昭和32年4月1日以前に生まれた方は、既に年金支給開始年齢に達しているため、「退職届書」の送付はありません。）



年金に関する大切なお知らせ等を受け取るために、住所や氏名に変更が生じた場合は「変更手続」を必ず行ってください。

(手続方法については、「退職届書」と共に送付する通知を御覧ください。)

(2) 平成 31 年 4 月 1 日から加入する年金制度

手続が必要

ア 昭和 34 年 4 月 1 日までに生まれた方 (退職時に 60 歳以上の方)

退職後に再就職する方は、勤務先を通じて手続をしてください。

勤務先で厚生年金に加入しない場合、又は、平成 31 年 4 月 1 日以降無職となる場合は、手続不要です。

(参考) 国民年金と被用者年金制度の期間の合計が 40 年未満の方は、老齢基礎年金の満額受給のために国民年金に任意加入することができます。手続はお住まいの市区町村の年金窓口で行ってください。

イ 昭和 34 年 4 月 2 日以降に生まれた方 (退職時に 60 歳未満の方)

60 歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。(ア) 又は (イ) に必ず加入してください。

(ア) 厚生年金 (勤務先で加入する方)

勤務先に確認し、手続をしてください。

(イ) 国民年金 (勤務先で厚生年金に加入しない方・無職の方)

a 自分が加入する場合

退職後 14 日以内に、お住まいの市区町村の窓口で国民年金 (第 1 号被保険者) の加入手続を行ってください。退職後に当共済組合の任意継続組合員となった場合も、国民年金の加入手続は必要です。

b 配偶者の被扶養者になる場合

配偶者が厚生年金に加入しており、あなたが配偶者の被扶養者になる場合は、配偶者の勤務先を通じて国民年金 (第 3 号被保険者) の加入手続を行ってください。(市区町村窓口での国民年金の加入手続は不要です。)

(3) 60 歳未満の被扶養配偶者について

手続が必要

被扶養配偶者も、60 歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。

あなたが平成 31 年 4 月 1 日から厚生年金に加入して、配偶者があなたの被扶養者である場合、配偶者はあなたの勤務先を通じて国民年金第 3 号被保険者の手続を行い、年金制度に加入することになります。ただし、それ以外の場合は、配偶者本人が国民年金加入の手続を行ってください。配偶者が当共済組合の任意継続組合員の被扶養者になった場合も、国民年金の加入手続は必要です。

手続先については、3～4 ページの I～III で確認してください。

3 年金の受給に関すること

(1) 年金の請求書について **手続が必要**

年金を受給するためには、支給開始年齢（2ページ参照）に達した時に請求書及び添付書類の提出が必要です。請求書は、支給開始年齢に達する誕生月の月末までに、該当者の自宅（退職届書に記入した住所）あてに送付します。

また、再任用フルタイム職員として引続き在職中の方へも請求書を自宅あてに送付しますので、必ず提出してください。

請求に基づき年金が決定されると、年金証書等が公立学校共済組合本部から自宅あてに送付されますので、大切に保管しておいてください。

(2) 老齢厚生年金の在職支給停止について

老齢厚生年金の受給権者が在職中（厚生年金の被保険者）である間は、賃金と年金額の合計額が一定の限度額を超えると、年金の一部が支給停止されます。

支給停止された年金額が後日支給されることはありませんが、支給停止された期間は、被保険者期間として、退職後から支給される年金額に反映されます。

「標準報酬月額^(注1) + 直近一年間の期末手当等 ÷ 12 + 年金の月額」が 28 万円^(注2) (65 歳以上の方は 46 万円^(注2)) を超えた場合、年金の一部又は全額が支給停止

(注1) 基本給 + 諸手当等を基に定められた保険料（掛金）算定基礎額

(注2) 平成 30 年度の場合（賃金や物価の変動により改定あり）

* 再任用フルタイム職員（65 歳未満）の在職支給停止額 計算例

- ◆ 標準報酬月額 300,000 円
- ◆ 直近一年間の期末手当等 600,000 円
- ◆ 年金額 1,500,000 円（在職中は支給されない「職域部分」^(注3)を含む）

標準報酬月額 300,000 **A**

直近一年間の期末手当等（月額換算） = 600,000 ÷ 12 = 50,000 **B**

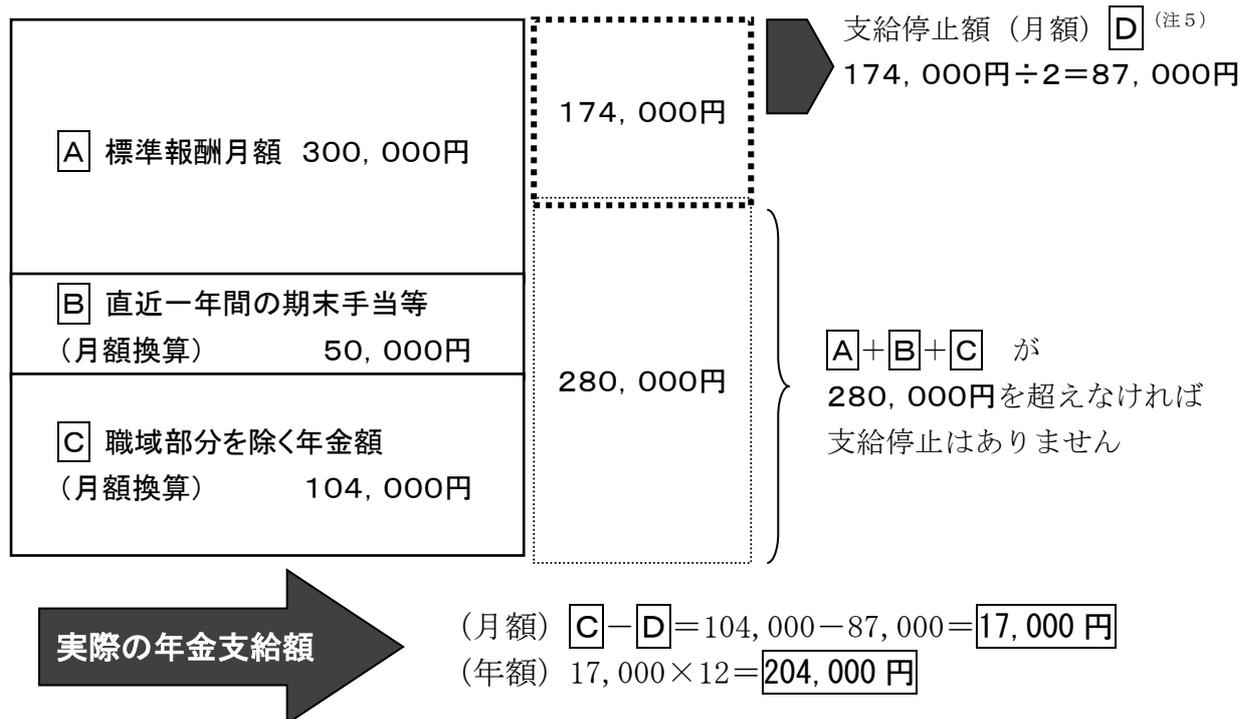
職域部分^(注3)を除く年金額（月額換算） = 1,500,000 × 5/6 ÷ 12 = 104,000 **C**^(注4)

A + **B** + **C** = 454,000 > 280,000 → 28 万円を超えているので支給停止あり

支給停止額（月額） = (454,000 - 280,000) × 1/2 = 87,000 円 **D**^(注5)

(注3) 職域部分は年金額の 1/6 程度（1ページ参照）

(注4) 実際は 1 円単位まで計算されます。



(注5) \mathbf{D} は、 $\mathbf{A} + \mathbf{B}$ が46万円以下で \mathbf{C} が28万円以下の場合の計算方法

(3) 年金の支給日

年金の支給は年6回で、偶数月の15日に、それぞれの前2か月分が指定の金融機関に振り込まれます。(金融機関が休日の場合は、直前の営業日です。)

ただし、**第1回目の支給は、決定手続に時間を要するため、定期支給日より遅くなります。**

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
受給分	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
(前月までの2か月分)	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

(4) 年金額の改定

年金額は物価変動等により、原則として毎年度改定されます。このため、受給者には6月と12月に公立学校共済組合本部から支給額をお知らせする「年金支払通知書(送金案内書)」を送付しています。

(5) 年金額にかかる税金 手続が必要な場合あり

年金(障害年金・遺族年金は除く)は雑所得として課税されます。また、収入の条件などにより確定申告が必要となる場合がありますので、手続については、年金支給開始後の通知等を参照いただくとともに、所得税の詳細については、税務署に確認してください。

(6) 年金の見込額について

◆「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付した「ねんきん定期便」で確認できます。なお「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50歳未満・・・現時点までの加入実績に基づいて計算
- ② 50歳以上60歳未満・・・60歳まで継続加入したと仮定して計算
- ③ 60歳以上（引き続き厚生年金に加入する場合）・・・定期便が送付された年齢の4か月前まで継続加入したとして計算

◆「地共済年金情報Webサイト」

年金加入記録及び見込額の確認をすることができます。詳しいことは、「公立学校共済組合本部ホームページ」に掲載されています。

トップページ右側の「ピックアップコンテンツ」



ピックアップ情報

「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報Webサイトのご案内）」



ページ下部にある緑のバナー「地共済年金情報Webサイトのご案内」をクリック

(7) 年金の繰上げ（65歳未満の方）

手続が必要

昭和28年4月2日以降生まれの方は、60歳以降、支給開始年齢（2ページ参照）になる前から年金を繰上げて受給する制度があります。ただし、繰上げて受給すると制約を受ける事項があります。

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.5%減額され、この減額は生涯変わりません。
- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。

(例) 特別支給の老齢厚生年金 2年(24か月) 繰上げ $0.5 \times 24 =$ 減額率 12%
老齢基礎年金 5年(60か月) 繰上げ $0.5 \times 60 =$ 減額率 30%

- ◆ 繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- ◆ 繰上げ支給をすると、事後重症による障害厚生年金（10ページ参照）の請求及び特別支給の老齢厚生年金に係る障害者特例請求^(注)はできません。

(注) 障害等級1～3級の方が特別支給の老齢厚生年金（在職中を除く）を受ける場合、一定額の年金を合わせて受けられる特例

(8) 年金の繰下げ (65 歳以上の方)

手続が必要

65 歳から支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66 歳～70 歳の支給に繰り下げることができます。この場合、繰下げする期間 1 か月につき 0.7%増額されます。詳細については、65 歳到達時に公立学校共済組合本部から送付される通知を御覧ください。

(9) 年金の種類と受給要件

老 齢 厚 生 年 金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

◎特別支給の老齢厚生年金 (65 歳未満)

- ◆ 支給開始年齢以上であること
- ◆ 1 年以上の被保険者期間を有すること
- ◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 10 年以上であること

◎老齢厚生年金 (65 歳以上)

- ◆ 65 歳以上であること
- ◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 10 年以上であること

なお、厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給権者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、段階的に年金の支給が停止されます。

(参考) (該当者のみ) 昭和 54 年 12 月までの退職

昭和 54 年 12 月までに公務員を一度退職し、その際に退職一時金を受給した方は、年金受給開始当初に支給額が一時的に少なくなる場合があります。

これは、公務員として再就職して組合員期間が合計 20 年以上となった方が該当します。年金額の算定においては、この退職前の組合員期間も計算に加える一方で、退職一時金の額に一定割合の額を加えた合計額が、年金の支給開始時の支給額から差し引かれます。

老 齢 基 礎 年 金

共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して 10 年以上である者が 65 歳に達したときに支給されます。

◎年金額 (平成 30 年度)

40 年間保険料を納付した場合 779,300 円
(保険料納付の不足期間がある場合は、その期間に応じて減額されます。)

障 害 厚 生 年 金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆ 初診日が被保険者期間中にあること
- ◆ 障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）に障害等級の1～3級の状態にあること
- ◆ 保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

なお、初診日が被保険者期間中にあり、障害認定日に3級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上の障害状態になり、かつ本人からの請求があった場合にも支給されます（事後重症）。

◎障害手当金（一時金）

初診日が被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態にある場合に支給されます。

◎参考

通常、遺族厚生年金の額は老齢厚生年金の4分の3に相当する額とされています。

障 害 基 礎 年 金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆ 初診日が被保険者期間中にあること
- ◆ 障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）に障害等級の1～2級の状態にあること
- ◆ 保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

なお、初診日が被保険者期間中にあり、障害認定日に2級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により2級以上の障害状態になり、かつ本人からの請求があった場合にも支給されます（事後重症）。

◎年金額（平成30年度）

1級…779,300円×1.25+子^(注)の加算 2級…779,300円+子^(注)の加算

子の加算	◆第1子・第2子	各224,300円
	◆第3子以降	各74,800円

(注) 子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害等級の1級又は2級の障害状態にある子は20歳未満）で、婚姻していない者に限る。

遺族厚生年金

次のいずれかに該当したときに、その者の遺族に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき※
- ◆ 被保険者であった者が、被保険者期間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき※
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき※
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき

「※印」は保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

◎遺族の範囲および順位

① 配偶者^(注1) 及び子^(注2) ② 父母^(注1) ③ 孫^(注2) ④ 祖父母^(注1) の順で、被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた者

（注1）夫、父母、祖父母は55歳以上の者

（注2）子及び孫については、次のいずれかに該当している者に限られる。

- ・18歳に達する日の属する年度末までの間にあること。
- ・配偶者がいないこと。

・被保険者（又は被保険者であった者）の死亡当時から引き続き障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満であること。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給権者などが死亡したとき、その遺族に支給されます。

なお、支給には保険料納付要件があります。請求する時に、共済組合に確認してください。

◎遺族の範囲

死亡の当時、被保険者に生計を維持されていた次の者

① 子^(注) のある配偶者 ② 子^(注)

（注） 子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害等級の1級又は2級の障害状態にある子は20歳未満）で、婚姻していない者に限る。

◎年金額（平成30年度）

779,300円＋子の加算

子の加算	◆第1子・第2子	各224,300円
	◆第3子以降	各74,800円

「障害厚生年金」とは、被保険者期間中にかかった傷病により、労働や日常生活に支障をきたすような障害状態になったとき、請求することができる年金です。

受給要件

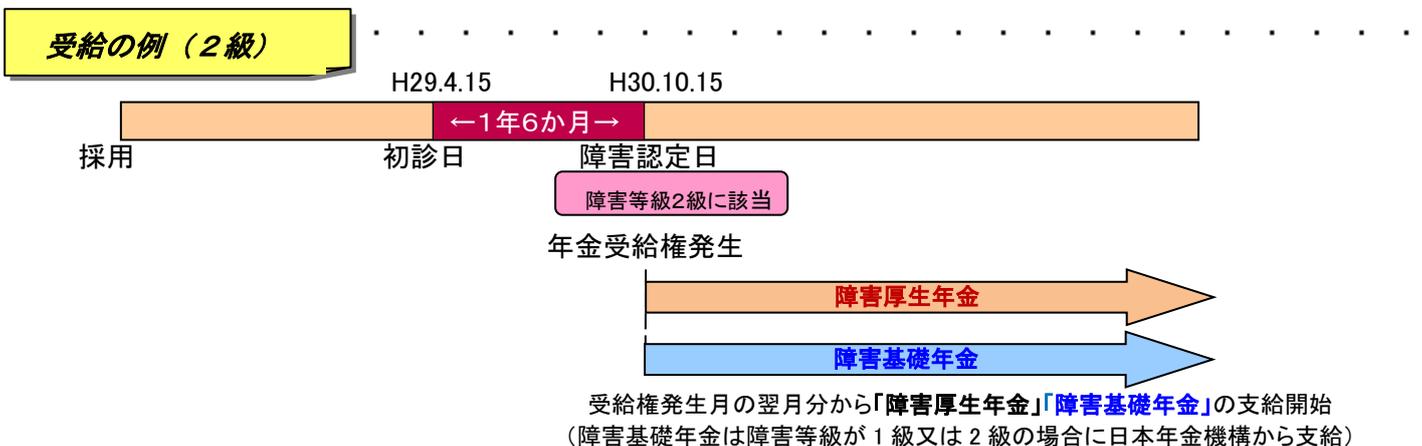
- 1 障害の原因となった傷病の「初診日」に被保険者であること。
* 「初診日」とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。
- 2 障害認定日に障害等級の1～3級の障害状態にあること。(注)身体障害者手帳の認定基準とは異なります。
「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日です。「治った日」には、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日(症状固定日)が含まれます。症状が固定した日としては、次のような場合があり、特例として初診日から1年6か月以内でも障害認定日になります。

- ① 上肢・下肢を切断又は離断した日
- ② 人工骨頭又は人工関節を挿入・置換した日
- ③ 心臓ペースメーカー又は人工弁を装着した日
- ④ 人工透析療法を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
- ⑤ 人工肛門、尿路変更術を施した日から6か月を経過した日、又は人工膀胱を造設した日
- ⑥ 喉頭全摘出手術を施した日
- ⑦ 在宅酸素療養を開始した日

○ 障害の程度を認定する場合の基準となる障害の状態の基本(国民年金法施行令等の規定による。)

障害等級	障害の程度
1級	他人の介助を受けなければ日常生活の自分の用をすませることがほとんどできない程度
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度
3級	労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度

- 3 初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度に加入している期間(公立学校共済組合に加入する前の期間も含む)の3分の2以上であること。

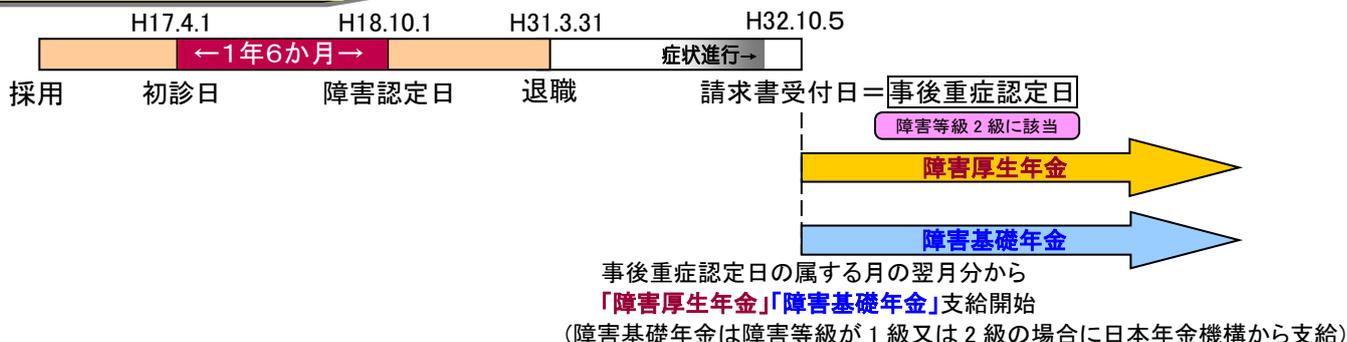


【事後重症制度について】

初診日から1年6か月後の時点では症状が軽微だったものの、満65歳までの間に悪化した場合は、その時点の症状で事後重症による障害の認定を受けることができます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

この場合は、年金支給開始の基準日(=事後重症認定日)は請求書の受付日となります。

受給の例(事後重症, 2級)



障害厚生年金 請求手続の流れ

①まず、神奈川支部年金グループへお問い合わせください。

本人から状況をお伺いしたうえで、障害について概要を記載いただく「障害等級の認定依頼について」の用紙を送付します。

②診断書・年金請求書等の送付

提出された「障害等級の認定依頼について」の内容に基づき、診断書や年金請求書等の様式を送付しますので、書類をそろえて神奈川支部へ提出してください。

③障害程度の認定

提出された診断書等は、神奈川支部で確認のうえ、公立学校共済組合本部に送付され、障害等級の審査を認定医が行います。

* 審査には、3~4か月程度の期間を要します。

④認定結果

神奈川支部から本人へ、認定の可否と追加に必要な書類をお知らせします。

⑤年金の決定

提出された追加書類は、神奈川支部で確認のうえ、本部に送付され、本部で年金の決定手続を行います。

⑥年金の支給

以下のどちらの年金も、障害認定日又は事後重症認定日を基準に、原則としてそれ以降の分が支給されます。

障害厚生年金 … 障害等級の1級~3級に該当した場合に、障害認定日までの被保険者期間等をもとに年金額が決定されます(在職中は一部が支給停止となる場合あり)。

障害基礎年金 … 障害等級の1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から支給されます。
・ 年金額は定額です[1級:974,125円 2級:779,300円(平成30年度)]。

※ 傷病手当金を受給している場合には、年金受給に伴い、調整・戻入を要する場合があります。

※ 上記①~⑥の手続を経て年金が支給されるため、年金証書がお手元に届くまでには数か月を要します。

問合せ先
公立学校共済組合神奈川支部 年金グループ
電話 (045)210-8183